施策名【文化・芸術】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり	2.主体的、創造的な学びと文化の熟成	1.文化・芸術	(1)	文化・芸術の振興	1211-1	文化振興推進企画事業	通常	1	佐久市芸術文化活動事業補助金	文化振興課	文化振興係	
								2	臼田文化協会補助金	文化振興課	文化振興係	
			(5)	文化財の保護・継承と活用	1215-1	文化財保護事業	通常	3	文化財保護事業補助金	文化振興課	文化財保護係	
								4	民俗文化財後継者育成補助金	文化振興課	文化財保護係	

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	文化振興事業補助金		
事務事業名称	文化振興推進企画事業	事務事業コード	1211-1
所　管	社会教育部　部　文化振興　課　文化振興　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成　26　年度（経過年数　8　年）	終期設定	（有・(無)）	終期	令和　年度
目的	芸術文化活動の普及と充実を図り、市民が様々な芸術文化に触れる機会を拡充するため、市内の団体が行う芸術文化活動に要する経費に対し補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	①補助対象経費：会場使用料、舞台設備等借上料、出演者謝礼・交通費・宿泊費、広告宣伝費、印刷製本費 ②補助率：補助対象経費の1/2以内 ③上限額および交付期間：プランA　10万円　5年間、プランB　30万円　10年間 ※交付期間ほか補助金の内容は、文化振興推進企画委員会での協議により決定				
交付対象者、団体	□ 特定団体(市が事務局となっているもの)　□ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☑ 不特定団体　□ 個人				
	名称(個人は除く)	創ろう！広げよう！佐久のハーモニー実行委員会　ほか事業実施団体			
指標設定	設定の考え方	補助金を活用したイベントの開催回数		目標値	15件
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			1　件	5　件	
決算額(予算額)			300,000　円	354,000　円	2,000,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		300,000　円	354,000　円	2,000,000　円
	一般財源		0　円	0　円	0　円
指標	目標値	(単位)	15　件	15　件	15　件
	実績値	(単位)	1　件	5　件	
	達成率		6.7　%	33.4　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		コロナの影響により発表の機会が失われ、達成率が下がっている。	コロナの影響により発表の機会が失われ、達成率が下がっている。	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・補助金の認知は徐々に高まってきており、一定の効果が認められる ・交付期間に上限があるため、継続した事業の周知が必要となる ・新型コロナウイルス感染拡大によるイベント数の減少で達成率は下がったが、新規団体からの申請など新たな動きも出てきている ・申請者負担額を考慮すると、補助金額は妥当と考える
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・施策の一つとして一定の効果が認められることから、当面の間は現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに、市民ニーズの確認のほか効果検証を行い、必要に応じて補助対象経費や交付期間などを見直していく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

芸術文化活動は恒久的に行われるものであり、今後も様々な活動が行われることが見込まれるほか、交付期間の上限も定められていることから、終期は定めずに実施していきたい。
ただし、補助金の必要性・有効性等については、文化振興推進企画委員会で随時検証を行うこととする。

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	臼田文化協会補助金		
事務事業名称	臼田文化センター管理運営事業	事務事業コード	1211-1
所　管	社会教育　部　文化振興　課　文化振興　係		

2　補助金等の概要（Plan）

区分	市単独補助金（施策推進型補助金）	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	なし			法令種別	
始期	昭和　61　年度（経過年数　36　年）	終期設定	（有・(無)）	終期	令和　年度
目的	文化の香り高い郷土づくりを目指し、会員相互の文化的教養を高め、地域文化の振興に寄与する目的で設置された臼田文化協会に対し、育成と運営を支援するため、事業に対し補助金を交付する。				
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）	臼田文化協会事業費　年10万円（定額）				
交付対象者、団体	☐ 特定団体（市が事務局となっているもの）　☑ 特定団体（市が事務局となっていないもの） ☐ 不特定団体　☐ 個人				
	名称（個人は除く）	臼田文化協会			
指標設定	設定の考え方	文化講演会、教養講座の参加人数		目標値	100人
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			1　件	1　件	
決算額（予算額）			100,000　円	100,000　円	100,000　円
財源内訳	特定財源（国・県等支出金）		0　円	0　円	0　円
	一般財源		100,000　円	100,000　円	100,000　円
指標	目標値	(単位)	100　人	100　人	100　人
	実績値	(単位)	46　人	0　人	
	達成率		46.0　%	0.0　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		文化講演会（46名参加）、教養講座（コロナにより中止）	文化講演会、及び教養講座は開催日直前に新型コロナウイルス感染拡大により中止となった	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・R3年度はコロナの影響で文化講演会、及び教養講座の実施ができず全体として達成率が下がったが、市内にある佐久地域の著名な文化人を顕彰するため碑前祭を実施し、参加者会員の文化的教養が高まり、地域の文化の発展及び振興に寄与している。 ・当該協会員は臼田地区在住者が主となっていることから、補助金効果が及ぶ対象者が限定的となっており、広い地域からの参加が求められる。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	・課題の改善および引続き佐久地域の文化の発展と振興を図るため、現在の団体育成運営補助金から佐久市芸術文化活動事業補助金に切り替える等、補助金効果が広く市内に及ぶよう関係者と協議を進める。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	×
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	―
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	×
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	―
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	文化財保護事業補助金		
事務事業名称	文化財保護事業	事務事業コード	1215-1
所　管	社会教育　部　文化振興課　課　文化財保護　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市文化財保護事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成　17　年度（経過年数　17　年）	終期設定	(有・無)	終期	令和　8　年度
目的	文化財の所有者(文化財の保存に当たることを適当と認める者を含む。)が行う文化財保護事業及びこれらに関係ある刊行物の発行等の事業に要する経費に対し補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費:文化財の管理、修理及び刊行物を発刊するための調査、研究及び資料収集に要した経費 補助率:100分の50以内。ただし、国、県の文化財で、国、県が補助金を交付する場合は、その補助金相当額を控除した額。 刊行物を発刊するための調査、研究及び資料収集に要した経費の場合は、10万円を限度とする。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☑ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	保存会、区等の文化財保護団体			
指標設定	設定の考え方	文化財保護の活動を行っている保存会等の団体数を目標値として設定する。		目標値	8団体
	指標が数値でない場合の評価方法	－			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			10　件	7　件	
決算額(予算額)			400,000　円	378,000　円	225,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		400,000　円	378,000　円	225,000　円
指標	目標値	(単位)	10　団体	8　団体	7　団体
	実績値	(単位)	10　団体	7　団体	
	達成率		100.0　%	87.5　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		－	－	－

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・文化財保護法等の例規により補助等について定められており、指定文化財を保護及び継承するための事業に要する経費は保護団体にとって多額の費用を要することから保存活動の一部を補助する必要がある。 ・課題として、修繕に伴う補助については次年度以降の交付となることから、緊急対応ができる方法も検討する必要がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められ、また、令和3年度補助金等外部評価の結果(現行どおり)を踏まえ、現行どおり継続する。 ・修繕に伴う補助については前年度要望、次年度交付としているが、緊急性を鑑み当年度補助できるような制度の見直しを検討する。 ・ニーズ等の調査を行うなどして、より良い成果が得られるようその都度見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	民俗文化財後継者育成補助金		
事務事業名称	文化財保護事業	事務事業コード	1215-1
所　管	社会教育　部　文化振興　課　文化財保護　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市文化財保護事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成　17　年度（経過年数　17　年）	終期設定	(有・無)	終期	令和　8　年度
目的	文化財の所有者(文化財の保存に当たることを適当と認める者を含む。)が行う文化財保護事業及びこれらに関係ある刊行物の発行等の事業に要する経費に対し補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費：民俗文化財後継者育成のための経費 補助率：100分の50以内。ただし、国、県の文化財で、国、県が補助金を交付する場合は、その補助金相当額を控除した額。 刊行物を発刊するための調査、研究及び資料収集に要した経費の場合は、10万円を限度とする。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☑ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	保存会、区等の民俗文化財保持団体			
指標設定	設定の考え方	後継者育成活動を行っている保存会等の団体数を目標値として設定する。		目標値	6団体
	指標が数値でない場合の評価方法	―			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			2　件	3　件	
決算額(予算額)			180,000　円	210,000　円	300,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		180,000　円	210,000　円	300,000　円
指標	目標値	(単位)	6　団体	6　団体	6　団体
	実績値	(単位)	2　団体	3　団体	
	達成率		33.3　%	50.0　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		新型コロナウイルス感染拡大により、活動を自粛した団体が多数あった	新型コロナウイルス感染拡大により、活動を自粛した団体が多数あった	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	文化財保護法等の例規により補助等について定められており、指定文化財を保存及び継承するための事業に要する経費は保持団体にとって多額の費用を要することから、保存活動の一部として補助を行っている。後継者不足の中、平成17年以降1団体が消失してしまっているが、6団体については現在も継続し活動が行われている。(R3年度は新型コロナウイルス感染拡大により活動を自粛した団体があり、実績は3件)
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められ、また、令和3年度補助金等外部評価の結果(現行どおり)を踏まえ、現行どおり継続する。 ・ニーズ等の調査を行うなどして、より良い成果が得られるようその都度見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】